

リース会計基準の開発に着手する 事務局案、検討—ASBJ—

去る3月8日、企業会計基準委員会は第404回企業会計基準委員会を開催した。

リース会計基準について、これまで行われた予備的分析をめぐる議論を踏まえ、開発に着手するか否かの検討が行われた。

リース会計の開発着手に関する事務局提案

事務局からはリース会計基準の開発に関して、次のような着手する方向の提案が示された。

- ・国際的な会計基準と整合性を図りすべてのリースについて資産および負債を認識することに対する懸念は識別されるものの、国際的な比較可能性の確保、財務諸表利用者のニーズ、わが国の会計基準に対する信頼性の確保はいずれも重視すべきものと考えられる。これらを踏まえると、すべてのリースについて資産および負債を認識する会計基準の開発に着手することが考えられる。
- ・会計基準の開発に着手する場合

合には、費用配分のあり方、仮にIFRS 16号に整合性を図る場合その整合性の程度のほか、特に次の点について審議を行うことが考えられる。

- (1) サービスを含むリースに関して対象とする取引の範囲
- (2) 延長オプションがある場合の比較可能性を担保する方策
- (3) 重要性に関する定め
- (4) 連結財務諸表と単体財務諸表の関係

・国際的な会計基準に合わせ、基本的には借手の会計処理の改正を検討するものであるが、次については貸手の会計処理についても検討が必要であると考えられる。

- ① 収益認識会計基準との整合性
- ② IFRS 16号等において改正された点で貸手、借手共通のもの（リース期間、リースの識別等）

委員の意見

委員からは、「ある程度利害

関係者にアウトリーチはしているだろうが、この基準開発によって突然影響を受ける企業がある可能性もある。仮に基準を作ったとしたらこうなるというイメージ案を示して、着手するか否かの意見募集をするというのはどうか」との意見が出された。

事務局からは、「着手するか否かレベルの意見募集は考えていない。アウトリーチを行う範囲の幅を広げることを検討する」との回答があった。

また、「IFRS 16号は2018年12月期が適用初年度となるので、適用されて実務的な問題点が明らかになってから検討してもよいのでは」という意見が出され、事務局からは「開示例の結果をみながら、議論することはできる」と回答された。

なお、次回（3月22日開催予定）の親委員会でも引き続き審議される予定。

*

前回の親委員会（2019年3月10日号（No.1539）情報フラッシュ参照）で議論された実務対応報告18号のリースの修正に関する公開草案の公表議決については、今回は行われず、次回以降とされた。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
4月10日(水)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(3月分)	① 所得税と復興特別所得税をあわせて源泉徴収する。
4月15日(月)まで	② 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書	② 4月1日の現況で提出
4月中の市町村条例で定める日まで	③ 固定資産税(都市計画税)第1期分の納付 ④ 軽自動車税の納付	
5月7日(火)まで (注)5月1日(水)の天皇即位に伴い4月30日(火)より5月6日(月)まで休日のため	⑤ 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成31年2月分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ⑥ 申告期限延長法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(平成31年1月期) 2カ月延長法人(平成30年12月期) ⑦ 消費税確定申告(3カ月ごと)(2月、5月、8月、11月期) ⑧ 消費税確定申告(1カ月ごと)(2月期) ⑨ 法人の中間申告(半期、8月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑩ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(2月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(5、8、11月期) ⑪ 公共法人等の住民税均等割の申告納付 ⑫ 公益法人等の損益計算書等の提出(平成30年12月期)	⑤～⑩ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ⑦～⑧ 消費税の課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
(付記) ⑫ 公益法人等(法人税申告書提出法人を除く)は年間収入金額の合計額が8,000万円超となる場合に、その事業年度終了の日から4カ月以内に損益計算書等を主たる事務所所在地の所轄税務署長に提出する義務がある(措法68の6、措令39の37)。		

継続企業の判断規程、ASBJに 提言へ―FASB、基準諮問会議

去る3月7日、公益財団法人財務会計基準機構内に設置されている基準諮問会議は、第35回基準諮問会議を開催した。

前回までの提案

第34回基準諮問会議（2018年12月1日号（No.1530）参照）において、日本公認会計士協会から、「財務諸表を継続企業の前提に基づき作成することが適切であるかどうかの判断規程」の作成が提案された。事務局で検討を行った結果、開発の範囲を限定することで便益に見合ったコストでの基準開発が可能とも考えられ、ASBJの新規テーマとしてテーマ提言されることとなった。

新規テーマの提案

全国銀行協会から、LIBORの公表停止に起因するヘッジ会計上の問題について新規テーマとして提案された。

貸出・デリバティブ等の金融商品において幅広く用いられている金利指標のLIBORは、データの不十分さから2021年12月末に恒久的な公表停止となる見通しが強まっており、現在その後継候補について国際的に議論されている。

これに関連して、ヘッジ会計上の問題点が指摘されている。

第32回基準諮問会議（2018年4月1日号（No.1508）参照）において、全国銀行協会より、「暫定的な会計処理の確定時における比較年度の財務諸表に関する取扱い」が提案された。これに関して、暫定的な会計処理を用いている件数が企業結合全体に占める割合

円LIBOR参照の貸出を円LIBOR参照のデリバティブでヘッジする場合、高い確率で事前・事後の有効性検証を満たす可能性が高く、通常はヘッジ

会計ないし金利スワップの特例

ポジティブ・
メンタルヘルス

「一日一善、ひとつずつ」

メンタルクリエイト
江口 毅

昨年の後半から5カ月間、ある社会人教育機関の講座を受講しました。予習、復習、事後課題もあり、仕事をしながら学びの場を持つことの苦勞を味わいました。一方で、社会人として学びの場を持つことの喜びを存分に感じることもできました。その分野の第一人者からの学び、意識の高い受講生との交流、仕事への還元、過去の自分の振り返りなど、かけがえのない財産となりました。

なか実践できない人が少なくないと思います。筆者は、この目標を掲げてから面白い変化が起きました。それは、実際に人を褒めることが増えたこと、一日の終わりに「今日、一回は誰かを褒めただろうか」と振り返るようになったことです。「一日一回くらい自分にもできるかもしれない」という気楽さが背中を押してくれたこと、「〇〇と意識する」ではなく「〇〇する」という行動レベルの目標にしたことで、自分の日々の行動や考え方が変わってきています。「一日ずつ」そして「ひとつずつ」という目標が、達成できる自信と自分が変わる喜びを与えてくれたように思います。

その講座のなかで、ビジネスチャットアプリを用いて「一日一実践」をアウトプットするという取組みがありました。正直何を書いているかわからず戸惑っていましたが、講座が終わるころには少しずつ実践したことを書くようになりました。なぜ書けるようになったのかを考えてみると、学びが深まったこと、学びと仕事を結びつけられるようになったことなどが挙げられますが、何よりも「一日一実践」という枠組みがよかったのではないかと思います。「一日一実践」には、「一日にひとつは実践しよう」という意味のほか「一日にひとつだけいい」という意味も込められている

筆者は2019年の目標のひとつに「一日一回、人を褒める」と掲げています。人を褒めることは意外と難しいもので、なか

あなたの周りの人たちにとっても素敵なことだと思いませんか。

処理を利用して会計処理を行うことができるが、LIBORの恒久的な公表停止に伴い、たとえば貸出がLIBOR参照でデリバティブがON物新指標に変更になった場合、ヘッジ手段とヘッジ対象とで異なる金利指標を参照することから、ヘッジ会計を継続して適用できるかが問題となる。

行うこととなった。

*

2月に法務大臣に答申された「会社法制の見直しに関する要綱」では、上場会社において取締役に対して報酬等として株式を交付する場合に出資の履行を要しないものとされている。株式報酬の会計処理について、今後新規テーマとして提案する可能性がある旨が法務省より説明された。

委員から「執行役へのインセンティブ報酬など、法的に明らかでなくとも実務上取り入れられているケースの監査が悩ましく、会計基準の開発の際には考慮して欲しい」等の要望があった。

委員からも基準開発を求める意見が多く、日本基準において具体的な基準開発の提言をすることは現時点では困難なものの、包括的に新規テーマとして提言を行い、基準開発の要否も含めて適時にASBJで検討を

会計

4月開催ASAF会議の議題について説明—ASBJ、ASAF対応専門委

去る3月11日、企業会計基準委員会は第81回ASAF対応専門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

IAS37号の見直し

IAS37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の見直しに関するプロジェクトの今後の方向性について議論される予定である。

IASBは今後、IAS37号の的を絞った改善を実施すべきかどうか、および実施する場合にいずれの論点について改善を検討すべきかを議論する。ただし、IASBはIAS37号を根本的に見直すことは予定しておらず、アジェンダペーパーではIAS37号の論点を次の3種類に分類している。

① 検討の対象としない論点

認識要件—蓋然性要件、測定目的—最善の見積り、開示要求

② IAS37号の的を絞った改善プロジェクトで焦点となり得る論点

負債の定義、引当金の測定—含まれるコスト、引当金の測定—割引率

③ その他のプロジェクトの範囲に含まれる可能性のある論点

引当金の測定—リスク調整、不利な契約、補填に対する権利—認識の閾値、偶発資産—財務報告日以降の事実

ASAFメンバーには、次の質問事項が寄せられている。

・②に記載した3つの論点に絞って検討することに合意するか。

・③に挙げた追加の論点に関して、IAS37号の修正を通じて解決されるか。その修正は合理的な時間軸とリソースで対応可能かどうか。また、もしそうである場合にどのような問題を実務で認識しているか、またそれらを解決するにはどのような修正が必要か。

法人企業景気予測調査 (内閣府・財務省)

平成31年1—3月期調査

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金(以下、「資本金」といいます)1千万円以上の法人(ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上)を対象としています。以下は、平成31年1—3月期調査結果の概要です。

対象企業数 15,677社
回答企業数 12,725社
回収率 81.2%

景況	●貴社の景況	平成31年1—3月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「下降」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業は平成31年7—9月期に「上昇」超に転じる見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。
雇用	●国内の景況	平成31年1—3月期の「国内の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「下降」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業は平成31年4—6月期に「上昇」超に転じる見通し、中堅企業は平成31年7—9月期に「上昇」超に転じる見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。
売上高	●国内の景況	平成31年3月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっています。
経常利益	●国内の景況	平成30年度は、2.4%の増収見込みとなっています(下期1.0%の増収見込み)。業種別にみると、製造業は、平成30年度は増収見込み、平成31年度は増収見通しとなっています。非製造業は、平成30年度は増収見込み、平成31年度は減収見通しとなっています。
設備投資	●国内の景況	平成30年度は、1.7%の増収見込みとなっています(下期4.9%の増収見込み)。平成31年度は、0.4%の増収見通しとなっています(上期3.1%の増収見通し、下期2.4%の増収見通し)。業種別にみると、製造業は、平成30年度は増収見込み、平成31年度は増収見通しとなっています。非製造業は、平成30年度は増収見込み、平成31年度は増収見通しとなっています。

貴社の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)

(単位: %ポイント)

		30年10—12月 前回調査	31年1—3月 現状判断	31年4—6月 見通し	31年7—9月 見通し
大企業	全産業	4.3	▲1.7	▲0.3	5.7
	製造業	5.5	▲7.3	▲2.3	5.7
	非製造業	3.7	1.0	0.7	5.7
中堅企業		6.0	▲3.8	▲1.3	5.4
中小企業		▲4.9	▲11.7	▲5.6	▲2.5

(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。

調査の見直し
「統計改革の基本方針」(平成28年12月経済財政諮問会議決定)や景況判断という統計目的を踏まえ、効率化等の観点から、学識経験者との議論を経て抜本的な見直しを行い、次回平成31年4—6月期調査から実施します。

○調査項目の大幅な削減等
▶判断項目の多くを廃止するなど、全体で調査項目数を50%超削減し、回答者負担の軽減を図ります。
・企業収益や設備投資に関する計数調査の記入単位を、四半期ないし半期から原則年度に変更するなど、調査項目の簡略化も図ります。
▶ユーザーのニーズを踏まえ、「アンケート項目」を充実させます。
・設備投資に関して様々な角度から毎期調査します。
・時勢に合わせた経済実態を捉えるために、トピック調査を導入します。(7—9月期調査)

○調査対象法人数の削減
・結果精度への影響を考慮しつつ、調査対象法人数を10%削減し、回答者負担の軽減を図ります。

○変更時期
平成31年4—6月期調査(6月13日公表予定)
(※)利便性の観点から発表資料の充実やホームページの改善を図ります。

HPもご覧ください
<https://www.mof.go.jp/pri/reference/bos/201903.htm>

的を絞った基準レベルの開示

2018年7月のIASB
ボード会議で、IAS19号「従業員給付」とIFRS13号「公

正価値測定」を対象として開示
レビューを行うことが暫定決定
された。その後、それぞれの基

準に関する開示目的と開示項目
について、利用者にアウトリー
チを実施した。

ASAFメンバーには、利用
者から提案された開示項目につ

会計

暗号通貨の保有について「メン ト・レター」発出へ

IASB、IFRS適用課題対応専門委

去る3月12日、企業会計基準
委員会は第28回IFRS適用課
題対応専門委員会を開催した。

前回（2019年3月10日号
（No.1539）情報フラッシュ
参照）に引き続き、公開草案「不

利な契約―契約履行のコスト」
（IAS37号の修正）へのコメ
ント対応および、2019年3

月に開催されたIFRS解釈指
針委員会（IFRS-IC）会
議において議論された事項につ

いての対応案等が検討された。

公開草案への「コメント対応

前回までの検討状況に対応し

いて分析を行ったうえで最も優
先順位が高いと考えられる領域
に助言を行うことが求められて
いる。

専門委員からは、いたずらに
開示項目を増やすことには反対
する意見が多数あがった。

*

ASBJ事務局の発言案等に
ついては、次回以降のASAF

対応専門委員会にて検討を行う
予定。

たコメント文案が事務局から示
され、審議が行われた。

専門委員から「不利な契約か
どうかは会計単位の考え方によっ
て変わる」などの意見があった。

コメント期限が4月15日と
迫っているが、もう一度文案を
検討し、提出する予定とされた。

IFRS-ICの議論

次の4つの事項について、I
FRS-IC会議で議論が行わ
れた。

① 暗号通貨の保有

② 将来の掛金の割引が退職後

給付制度の分類に与える影響
（IAS19号「従業員給付」）

③ 契約を履行するためのコス
ト（IFRS15号「顧客との
契約から生じる契約」）

④ 地下権（IFRS16号「リー
ス」）

・①の議論

IASBは検討の結果、暗号
通貨の普及状況を考慮し、現時
点ではIFRS基準の修正を行
うには時期尚早であるとしてい
るとの報告があった。

事務局としては「今後の暗号
通貨の普及状況次第では、少な
くとも活発な市場を有する暗号
通貨が売買目的で保有される場
合については、公正価値により
測定し、当該公正価値の変動を
純損益で認識できるようにIF
RS基準の修正を行うべき」と
考えており、コメント・レター
を提出する予定であるとの提案
があった。

専門委員から「コメント・レ
ターを出すことには賛成だが、
日本基準の紹介をしたほうがよ
いのではないか」、「売買目的
で保有される場合」に限定しな
くてもいいのではないか」など
のコメントがあった。

コメント・レターの文案の審

議を、引き続き検討することと
なった。

・①以外の議論

①以外については、特にコメ
ント・レターを提出しないこと
が事務局から提案された。

コメント・レターを提出しな

いことへの異論はなかったもの
の、専門委員からは次のような
意見があった。

④については、「そもそもIF
RS16号「リース」での解決で

国際会計

リースの基準の改善ASU、公表

IASB

去る3月5日、FASBは会
計基準アップデート（ASU）
2019-01「リース（トピッ
ク842）―基準の改善」（以下、「本
ASU」という）を公表した。

本ASUの内容

本ASUは、2018年12月
16日以降開始する年度から強制
適用されるASU2016-02

「リース（トピック842）」に
関して、次の3つの項目を扱っている。

なお、(3)は公開草案にはな
かった項目である。

(1) 製造者またはディーラーで

ない貸手による原資産の公正
価値の決定

リースの以前の基準書である

よいのか」、「要望書の事例では、
パイプライン業者が農業用地の
地下にパイプラインを設置する

ものであるが、似たようなもの
で、影響を受けるものがあるの
ではないか」、「日本の実態はど

うなのか」などの意見があった。

また、②については、「結論
に異論はないが、なぜこの要望
書を取り上げているのか、取り

上げる基準がわからない」など
の意見もあった。

トピック840「リース」は、製造
者またはディーラーではない貸
手（金融機関などの貸手）によ
る原資産（リースしている資産）
の公正価値の測定に関して、明
確な例外規定を提供していた。

本ASUでは、製造者または
ディーラーではない貸手に「原
資産の公正価値として、適用さ
れる量または取引デイスカウ

ントを反映した取得原価を使用で
きる」というトピック840の例外
規定を、トピック842に追加して
いる。

しかし、原資産の取得とリー
スの開始日との間に重要な時間
の経過がある場合には、貸手は

の経過がある場合には、貸手は

トピック 820「公正価値測定」の公正価値の定義を、原資産の公正価値の測定に適用することが要求される。

(2)「販売タイプ・リース」と「直接金融リース」のキャッシュ・フロー計算書での表示

トピック 942「金融サービス—預金および貸付」の範囲の貸手は、キャッシュ・フロー計算書で、「販売タイプ・リース」と「直接金融リース」でのリースで受領した元金を「営業活動」ではなく、「投資活動」として示すことが要求される。

(3) トピック 250「会計上の変更および誤謬の修正」に関する移行措置での開示

未払の顧客に対する株式を基礎とした報酬に関するASU案、公表—FASB

国際会計

去る3月4日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「報酬—株式報酬(トピック 718)と顧客との契約から生じる収益(トピック 606)—基準書の改善—未払の顧客に対する株式を基礎とした対価」(以下、「公開草案」という)を公

表した。

合、トピック 250に従って、「適用した年度」と「新しい基準書が適用された年度の期中期間」についても、適用年度同様に、純利益等への新しい基準書適用の影響額を開示することになる。

しかし、トピック 842の新規適用については、「遡及適用した年度」の開示はしないことを認めていたが、本ASUは「新しい基準書が適用された年度の期中期間」についても開示しないことを認めた。

適用時期

本ASUの(1)と(2)は、2019年12月16日以降開始する中間期間と年度から適用され、早期適用は認められる。

表した。

公開草案公表の背景

FASBは、2018年6月にASU 2018-07「株式報酬(トピック 718)—非従業員の株式を基礎とする支払の会計の改善」を公表し、「顧客との契約から生じる収益(トピック

606)」で会計処理される契約の一部となる株式を基礎とした支払には、トピック 718を適用しないことを明確にした。

ASU 2018-07の発行により、トピック 606は表示のガイダンスを有するが、測定のガイダンスを提供していないため、顧客に対する株式を基礎とした対価を測定する基準書が存在しない状況になっていた。

公開草案の内容

そのため、この公開草案では、トピック 718のガイダンスを適用して顧客への株式を基礎とした支払を分類し、測定することを企業に要求している。

収益から控除された金額は、株式を基礎とした支払報酬の付与日の公正価値を基礎に測定される。株式を基礎とする支払報酬の条件が変更され、被付与者が顧客でなくなる場合以外は、トピック 718での分類と測定は継続する。

適用関係

コメント期限は2019年4月18日である。適用日は、ASU 2018-07の強制適用日と同様に、2018年12月16日以降開始年度となる。

経理用語の豆知識

開示書類におけるその他の記載内容の監査人の責任

その他の記載内容とは、監査した財務諸表および監査報告書が含まれる開示書類のうち、財務諸表および監査報告書以外の法令等または慣行に基づき作成された情報をいう。監査人は、監査した財務諸表との重要な相違を識別するため、その他の記載内容を通読しなければならない。その他の記載内容を通読することにより重要な相違を識別した場合、監査した財務諸表またはその他の記載内容を修正する必要があるかどうかを判断しなければならない。

監査済の財務諸表に修正が必要であるが、経営者が修正することに同意しない場合、監査報告書において除外事項付意見を表明する。また、その他の記載内容に修正が必要であるが、経営者が修正することに同意しない場合、監査役等に当該事項を報告するとともに、①監査報告書にその他の事項区分を設け重要な相違について記載する、②監査報告書を発行しない、③可能な場合、監査契約を解除する、のいずれかを行う。

取引所の相場のない株式の評価

株式の評価は、市場価格等の時価として取引所の相場がある場合にはその価額で評価することになるが、市場価格がない場合には市場価格に準ずるものとして「合理的に算定された価額」で評価されることになる。時価を把握することが極めて困難と認められる場合には取得原価をもって貸借対照表価額とするとされている。

租税法においては時価に関する規定が置かれている。相続税法においては財産評価について「財産の取得の時における時価」が、所得税法では「利益を享受する時における価額」等が、法人税法では、無償の資産譲渡や役員提供に対して必要な適正な価額の判定について「収益の額」、金銭その他の資産または経済的な利益の贈与または無償供与について「その贈与または供与の時における価額」、交換による資産取得について「交換の時における取得資産の価額と譲渡資産の時価との差額」などと規定されている。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2019年 3月8日	「攻めの経営」を促す役員報酬～企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引～(2019年3月時点版)	経済産業省	中長期の企業価値向上に対応する役員報酬プランの導入を促すため2017年4月に作成・公表された手引の改訂版。役員報酬向けの株式交付信託に関する税務上の取扱い、ファントムストックを非居住者役員に交付する場合の取扱い、役員の病気や不祥事により業績連動給与の一部を支給しない場合の損金算入の取扱いについての改訂、および未来投資戦略およびCGSガイドラインの改訂等を踏まえたアップデートがされている。 http://www.meti.go.jp/press/2018/03/20190308001/20190308001.html	—

金融

2月の米雇用統計雇用者数は一時的な悪化にとどまるか

米労働省は3月8日、2月の雇用統計を発表した。それによると、非農業部門の雇用者数は2万人の増加、失業率は前月比0.2ポイント低下の3.8%だった。また平均時給は、11セント上昇の27ドル66セントで前年同月比3.4%増加した。非農業部門の雇用者数は、市場予測の18万人増加を大きく下回る結果で、これは2017年9月の1万8千人増加以来の低い伸びとなった。

今回昨年12月と今年1月分の雇用者数が上方修正された。その結果、今回発表された数字と合わせた3カ月平均では、18万6千人の増加となり、おおむね市場予測の範囲内となる。また、今回の2月分について業種別にみると、建設業が3万1千人の減少となった影響が大きい。その他のサービス業や製造業では、増加ないしはほとんど変化がないことを考えれば、建設業を中心に天候の影響を受けた業種が雇用者数の増加を抑制したとみられる。

一方、失業率の低下と平均時給の増加は、引き続き米雇用市場の着実な改善を意味するもので、今回の雇用統計だけで景気後退を示すとはいえない。したがって、今回の雇用統計の結果は、パウエル米FRB議長の利上げ判断に影響を及ぼすまでにはならないだろう。

雇用者数の伸びが天候要因な

どの一時的な原因で振れ幅が大きくなり、直近3カ月の平均値では悪化しているとはいえないことや、その他のデータが引き続き堅調さを示しているからだ。

ただし、これは今回の雇用統計に限った話で、欧州や中国の景気後退が進むなかで米国の景気だけが堅調というわけではない。

実際にGDP成長率は鈍化傾向にある。利上げは、引き続き経済データ次第で慎重にならざるを得ない。

証券

世界経済の変調と各国の株価動向

3月上旬後半になって、世界主要国の株価は一斉調整となった。昨年来、一貫して懸念視されてきた世界経済の成長減速、企業収益の悪化が各国で現実の数字として表れ始めたことを反映するものだろう。

リーダーのアメリカを先頭に同時株安(例外はインドくらい)となったが、株価の下げ幅自体は小幅にとどまった。ところが、各国とも株価の下げが3、4日続いたことが今回の特徴といえる。

成長減速を示唆する景気指標の悪化の程度はまだ緩やかだが、投資家の不安心理は高まってきたといえよう。

この典型が米国市場だが、日本や欧州の市場もほぼ同様の動きであった。なかでも、やや異質の動きとなったのが韓国と中国の市場である。韓国の株価は5%程度の下げと、主要国中で最大の下げ幅となった。韓国市場は景気問題に加え、2月末の米朝首脳会談が物別れに終わっ

たことが影響したと考えられる。首脳会談によって北朝鮮への経済制裁が緩和され、それが韓国経済にもプラスとなるという期待があったが、米朝間で非核化プロセスに関する合意が成立せず、制裁緩和の話は吹き飛んでしまった。

中国は年初来、世界一の株価上昇率だったが、今回の調整も1日だけで終了し、すぐに元の水準に戻った。折から中国は全人代(中国の国会)が開かれ、政府の経済見通し、経済政策などが明らかにされた。足元の中国経済は米中貿易摩擦が広がって、成長鈍化が顕著で、世界中に不安、懸念の種を撒いているが、中国の投資家は大規模な財政出動で突破口を開こうとしている政府の政策を信頼しているであろうか。

今回の同時的な株価調整は、これからさらに世界経済の悪化が予想される状況下で、小手調べのようなものであった。問題はこれからである。